

秋田県公報

目 次

告示	ページ
○結核予防法による指定医療機関の指定の辞退(七八九・能代保健所).....	1
○軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し(七九〇・税務課).....	1
○優良図書等の推奨(七九一・県民文化政策課).....	1
○青少年に有害な図書類の指定(七九二・県民文化政策課).....	1
○青少年に有害な興行の指定(七九三・県民文化政策課).....	1
○臨時種畜検査による種畜証明書の交付(七九四・農畜産振興課).....	2
○道路の供用開始(七九五・道路課).....	2
公告	
○情報漏えい対策システム構築業務についての企画提案書の提出(情報企画課).....	2
○一般競争入札の実施(情報企画課).....	3
○県営土地改良事業の換地処分(平鹿地域振興局農林部).....	4
選挙管理委員会告示	
○政治団体の設立の届出(九八).....	4
○政治団体の届出事項に異動があった旨の届出(九九).....	5
○政治団体の解散の届出(一〇〇).....	5
○政治団体の収支に関する報告書(一〇一).....	6
○公職の候補者の資金管理団体の届出(一〇二).....	6
秋田県告示第七百八十九号	
結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第四項の規定により、次の指定医療機関から指定の辞退があったので、結核予防法施行令(昭和二十六年政令第四百二十二号)第二条の五第二項において準用する同条第一項の規定に基づき、告示する。	

平成十八年十一月二十一日 秋田県知事 寺田典城

名称	所在地	辞退年月日
高階内科医院	能代市落合字下大野十七-五	平成十八年九月十六日

秋田県告示第七百九十号

地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第七百条の六の四第三項の規定により、次のとおり軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消したので、秋田県税条例施行規則(昭和三十九年秋田県規則第十五号)第五十二条の二第四項の規定に基づき、告示する。

平成十八年十一月二十一日

- 一 氏名又は名称 株式会社ハイ・ライズ石油 代表取締役 平田 益次郎
- 二 主たる事務所又は事業所の所在地 横手市大町六番二十九号
- 三 指定取消年月日 平成十八年九月十一日

秋田県告示第七百九十一号

秋田県青少年の健全育成と環境浄化に関する条例(昭和五十三年秋田県条例第三十三号)第五条の二の規定により、次の図書を優良な図書として推奨する。

平成十八年十一月二十一日

秋田県知事 寺田典城

推奨番号	図書名	発行所	推奨理由
十二	仲間と。がんと向きあう子どもたち	岩崎書店	小児がんを経験した若者たちが自分たちの経験をふりかえり、今思うこと考えることを綴っている。理不尽な病氣と向きあつて精一杯闘い、仲間とともにその体験を消化し、前向きな力に変えつつある彼らの物語から多くのものを汲み取ることができる本であり、青少年の健全

な育成を図るうえにおいて有益であると認められる。

秋田県告示第七百九十二号

秋田県青少年の健全育成と環境浄化に関する条例(昭和五十三年秋田県条例第三十三号)第九条第一項の規定により、次の図書を青少年に有害な図書類として指定し、平成十八年十一月二十一日から施行する。

平成十八年十一月二十一日

秋田県知事 寺田典城

指定番号	図書名	発行所	指定理由
一〇四二四	無敵恋愛S*girl 12月号	ぶんか社	著しく青少年の性的感情を刺激し、及び著しく青少年の粗暴性又は残虐性を誘発し、又は助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
一〇四二五	Special♡AYA 12月号	宙出版	著しく青少年の粗暴性又は残虐性を誘発し、又は助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
一〇四二六	恋愛Revolution(ラブレボ) 12月号	宙出版	著しく青少年の粗暴性又は残虐性を誘発し、又は助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
一〇四二七	レディースコミック微熱 12月号	セブン新社	著しく青少年の粗暴性又は残虐性を誘発し、又は助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
一〇四二八	艶剣 No.18	株式会社海王社	著しく青少年の粗暴性又は残虐性を誘発し、又は助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
一〇四二九	iP! 12月号	株式会社晋遊舎	著しく青少年の粗暴性又は残虐性を誘発し、又は助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
一〇四三〇	net実話アングライー X No.3	株式会社晋遊舎	著しく青少年の粗暴性又は残虐性を誘発し、又は助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
一〇四三一	実話ナックルズ 12月号	ミリオン出版株式会社	著しく青少年の粗暴性又は残虐性を誘発し、又は助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
一〇四三二	裏モノJAPAN 12月号	鉄人社	著しく青少年の粗暴性又は残虐性を誘発し、又は助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
一〇四三三	遊名人(YUMEMIIJIN) No.17	有限会社アンチメディア	著しく青少年の粗暴性又は残虐性を誘発し、又は助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。

秋田県告示第七百九十三号

秋田県青少年の健全育成と環境浄化に関する条例(昭和五十三年秋田県条例第三十三号)第十条第一項の規定により、次の興行を青少年に有害な興行として指定し、平成十八年十一月二十一日から施行する。

平成十八年十一月二十一日

秋田県知事 寺田典城

映画

指定番号	題 名	配給元	指定理由
六五一四	悩殺若女将 色っぼい腰つき	オーピー映画	著しく青少年の性的感情を刺激し、及び著しく青少年の粗暴性又は残虐性を誘発し、又は助長し、その健全な育成を阻害
六五一五	「闇打つ心臓」「ロンドン・コーリング」	バンダイビジュアル	著しく青少年の性的感情を刺激し、及び著しく青少年の粗暴性又は残虐性を誘発し、又は助長し、その健全な育成を阻害
六五一六	兄貴と俺Ⅲ 好きと言えなくて	オーピー映画	著しく青少年の粗暴性又は残虐性を誘発し、又は助長し、その健全な育成を阻害
六五一七	妻のいとこ 情炎に流されて	オーピー映画	著しく青少年の粗暴性又は残虐性を誘発し、又は助長し、その健全な育成を阻害
六五一八	氷の微笑2	シナジー	著しく青少年の粗暴性又は残虐性を誘発し、又は助長し、その健全な育成を阻害
六五一九	妻たちの絶頂 いきまくり	新東宝映画	著しく青少年の粗暴性又は残虐性を誘発し、又は助長し、その健全な育成を阻害

六五二〇	白衣と老人 覗きぬれぬれ	新日本映像	著しく青少年の粗暴性又は残虐性を誘発し、又は助長し、その健全な育成を阻害
六五二一	痴漢電車 濡れ初めは夢心地	オーピー映画	著しく青少年の粗暴性又は残虐性を誘発し、又は助長し、その健全な育成を阻害
六五二二	新日本映像ニユース白衣と老人 覗きぬれぬれ	新日本映像	著しく青少年の粗暴性又は残虐性を誘発し、又は助長し、その健全な育成を阻害
六五二三	催眠エクスタシー 覗かれた性交癖	オーピー映画	著しく青少年の粗暴性又は残虐性を誘発し、又は助長し、その健全な育成を阻害
六五二四	悶絶 ほとばしる愛欲	新東宝映画	著しく青少年の粗暴性又は残虐性を誘発し、又は助長し、その健全な育成を阻害
六五二五	やりたいOL 純ナマで激しく	オーピー映画	著しく青少年の粗暴性又は残虐性を誘発し、又は助長し、その健全な育成を阻害
六五二六	jackass number two	UIP	著しく青少年の粗暴性又は残虐性を誘発し、又は助長し、その健全な育成を阻害

するおそれがある。

六五二七	レンタルお姉さん 欲望家政婦	新日本映像	著しく青少年の粗暴性又は残虐性を誘発し、又は助長し、その健全な育成を阻害
六五二八	未亡人アパート 巨乳のうずく夜	オーピー映画	著しく青少年の粗暴性又は残虐性を誘発し、又は助長し、その健全な育成を阻害
六五二九	新日本映像ニユースレンタルお姉さん 欲望家政婦	新日本映像	著しく青少年の粗暴性又は残虐性を誘発し、又は助長し、その健全な育成を阻害

秋田県告示第七百九十四号

家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第四条第一項第二号の規定による平成十八年度臨時種番検査の結果、次のとおり種番証明書を交付したので、同法第八条第二項の規定に基づき、公示する。

平成十八年十一月二十一日

秋田県知事 寺田典城

種 番 証 明 書 号	名 前 (登録番号)	品 種	生年月日		産 地	血 統			所有者の区分	飼 養 者 の 住 所 氏 名
			年	日		父	母	備 考		
H118 秋田県臨時第1号	福福 (全和05子秋 黒110845867)	黒毛和種	H17.8.26		秋田県由利本 荘市鳥海町	義安福	ふぐこ	県有	大山市神宮寺字海草沼谷地13番3 秋田県農林水産技術センター畜産試験場	

秋田県告示第七百九十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

平成十八年十一月二十一日

秋田県知事 寺田典城

一 供用開始の区間

道路の種類	路線名	区 間
一般国道	三百四十一号	鹿角市八幡平字長嶺四一番七地 先から字西館二一番一地で

二 供用開始の期日 平成十八年十一月二十一日

公 告

三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(一) 場所 建設交通部道路課

(二) 期間 平成十八年十一月二十一日から同年十二月四日まで

情報漏えい対策システム構築業務について企画提案書の提出を求めるので、次のとおり公告する。

平成十八年十一月二十一日

秋田県知事 寺田典城

一 企画提案書の提出を求める事項

(一) 企画提案書の提出を求める業務(以下「公告業務」という。)の名称

情報漏えい対策システム構築業務

(一) 公告業務の内容

県が保有する情報資産のより適切な管理を図るため、個人情報等重要データの漏えい抑止及び防止を図るためのシステムを構築する。

(二) 履行場所

秋田市山王三丁目一番一号 秋田県庁第二庁舎

(三) 履行期限

平成十九年三月三十一日(土)

(四) 企画提案書を提出する者に必要な資格

企画提案書を提出することができる者は、次に掲げる者以外の者で、企画提案書を提出することができる者に必要な資格(以下「提出資格」という。)を有すると知事に認定されたものとする。

- (一) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六百六十七條の四第一項に規定する者
- (二) 地方自治法施行令第六百六十七條の四第二項各号のいずれかに該当する者でその事実があった後二年を経過していないもの(その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者を含む。)
- (三) 提出資格の認定の日において、現に県の指名停止措置を受けている者

三 提出資格の認定の手續

企画提案書を提出しようとする者は、次により知事に申請し、提出資格の認定を受けなければならない。

(一) 提出書類及び提出部数

- 次に掲げる事項を記載した提出資格認定申請書 一部
- (1) 住所、商号又は名称及び法人その他の団体にあつては代表者の氏名
- (2) 会社の所在地等に関する事項
- (3) 申請の日までに履行した公告業務と同程度の同種又は類似のシステム構築業務の履行内容
- (4) その他知事が必要と認める事項

(二) 提出方法

持参すること。

(三) 提出期間

平成十八年十一月二十一日(火)から同年十二月五日(火)まで(秋田県の休日を含める)を定める(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除く。)の午前八時三十分から午後五時十五分までとする。

(四) 提出場所

秋田市山王三丁目一番一号
秋田県学術国際部情報企画課(電話〇一八―八六〇―四二七三)

四 企画提案書の提出手續

(一) 提出書類

次に掲げる事項を記載した企画提案書(A四判横長用紙横書き、左とじ) 六部

- (1) 提案するシステムの概要
- (2) ソフトウェアの内容
- (3) ハードウェアの内容
- (4) システムの構築方法
- (5) システムの維持管理の方法
- (6) 経費の額及びその内訳

(一) 提出方法

持参すること。

(二) 提出期間

提出資格の認定の日から平成十八年十二月十二日(火)まで(県の休日を除く。)の午前八時三十分から午後五時十五分までとする。

なお、提出期間経過後における企画提案書の追加及び変更は、認めない。

(四) 提出場所

三四に同じ。

五 最優秀提案者の選定等

(一) 選定方法

提出された企画提案書の審査を行い、最も優れた提案を行ったと認められる者(以下「最優秀提案者」という。)を選定する。

(二) 選定に際し審査する事項

最優秀提案者を選定する際に審査する事項は、次のとおりとする。

- (1) 公告業務の内容に関する理解度及び企画提案書の内容の確性
- (2) 公告業務の実施方法の妥当性
- (3) 公告業務を履行する能力
- (4) 公告業務の履行に係る経費の額

(三) 選定の時期

選定は、平成十八年十二月下旬に行う。

(四) 選定の結果の通知

選定の結果については、書面により速やかに通知する。

六 公告業務に関する仕様書及び企画提案書記載要領の交付期間及び交付場所

(一) 交付場所

三(三)及び四に同じ。

七 その他

(一) この公告に係る手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(二) 提出された企画提案書は、返却しない。

(三) 企画提案書の提出に係る一切の費用については、提案者の負担とする。

(四) 最優秀提案者の選定に際し、提案者に対して、企画提案書の内容について説明を求めることがある。

(五) 詳細は、平成十八年十一月二十一日(火)から三四の場所において交付する実施要領による。

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六百六十七條の六第一項の規定に基づき、公告する。
平成十八年十一月二十一日
秋田県知事 寺 田 典 城

一 入札に付する事項

(一) 調達する役務の名称及び数量

- (1) 電子申請様式作成業務(人事委員会関係分) 一式
- (2) 電子申請様式作成業務(人事委員会・教育庁関係分) 一式

(二) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(三) 履行期間

契約締結の日から平成十九年一月三十一日(水)まで

(四) 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を満たした者で、当該一般競争入札に参加する資格(以下「競争入札参加資格」という。)を有することの認定を受けたものとする。

(一) 地方自治法施行令第六百六十七條の四の規定に該当しないこと。

(二) 当該一般競争入札に係る入札説明書の交付を受けていること。

(三) 県内に本社又は本店を有すること。

過去二年以内に、情報サービス分野に関する同等程度の規模の契約を二回以上締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した実績を有すること。

三 競争入札参加資格の確認の手續

(一) 競争入札参加資格の確認の申請

一般競争入札に参加しようとする者は、次により知事に申請し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(1) 提出書類及び提出部数

入札説明書に定める事項を記載した競争入札参加資格確認申請書及び競争入札参加資格を有することを確認することができる資料 各一部

(2) 提出方法

持参し、又は郵送すること。

(3) 提出期間

秋田県の休日を含める(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十八年十一月二十一日(火)から同年十一月二十八日(火)の期間の午前八時三十分から午後五時十五分までとする。た

政治団体の名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
くらしと政治をつなぐ会 佐藤加代子事務所 佐々木三知夫後援会	佐藤 加代子 佐々木 隆	富岡 朝子	秋田市寺内蛭根三丁目二十番十八号 由利本荘市岩谷町字西野十八番地五	平成十八年十月四日 平成十八年十月十二日
田口さとしを励ます会	工藤 任国	成田 重文	秋田市新屋田尻沢中町六番地十七	平成十八年十月十二日
市民参加の政治を実現する会	倉田 芳浩	川合 俊昭	秋田市土崎港中央一丁目十二番十八号	平成十八年十月十九日
地方自治を考える会	富樫 安民	倉田 光子	大館市本宮字八兵工岱九十六番地三	平成十八年十月二十五日
とがし安民後援会	富沢 壽	小沢 信一	大館市本宮字八兵工岱九十六番地三	平成十八年十月二十五日
秋田県政治経済研究会	高橋 日出夫	安藤 義美	雄勝郡羽後町西馬音内堀回字塩出山一番地十五	平成十八年十月二十六日

その他の政治団体

- だし、最終日については、正午をもって締切とする（郵送による場合は、簡易書留郵便によることとし、最終日正午必着とする）。
- (4) 提出場所
郵便番号〇一〇一八五七二 秋田市山王三丁目一番一号 秋田県学術国際部情報企画課電子自治体推進班（電話番号 〇一八八六〇一四二七二）
- (二) 競争入札参加資格の確認の時期
平成十八年十一月二十九日（水）
- (三) 競争入札参加資格の確認の結果の通知
競争入札参加資格の確認の結果は、書面により申請者に通知する。
- (四) 競争入札参加資格の確認を受けられなかった者に対する理由の説明
- (1) 競争入札参加資格の確認を受けられなかった者は、その理由について知事に説明を求めることができる。この場合において、説明を求めようとする者は、平成十八年十二月四日（月）正午までに、説明を求めめる旨を記載した書面を（4）に掲げる場所に提出しなければならない。
- (2) 説明を求めた者に対しては、平成十八年十二月七日（木）までに書面等により回答する。
- 四 契約条項を示す場所等
（一）契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並

- びに問い合わせ先
三（4）に同じ。
- (二) 入札説明書及び仕様書の交付方法
三（3）に示す期間において随時交付する。
- 五 入札執行の日時及び場所
一（1）平成十八年十二月十三日（水）午前十時
一（2）平成十八年十二月十三日（水）午前十時三十分
- 六 入札保証金
秋田県庁第二庁舎五階 情報化研修室
- 七 その他
（一）入札の方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。
- （二）入札の無効
秋田県財務規則第六十六条に規定するところによる。
- （三）落札者の決定方法

選挙管理委員会告示

平成十八年十一月十四日県営土地改良事業（唐白地区担い手育成基盤整備事業）の換地処分をしたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定に基づき、公告する。

平成十八年十一月二十一日
秋田県知事 寺田 典城

（四）その他
詳細は、入札説明書による。

秋選管告示第九十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定により、平成十八年十月一日から同月三十一日までの間に次の政治団体から設立の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、告示する。

平成十八年十一月二十一日
秋田県選挙管理委員会委員長 田中 伸一

金谷のぶえ能代後援会	金谷信栄	笹本博	能代市万町二番地二十 TKビル一階	平成十八年十月二十八日
------------	------	-----	-------------------	-------------

秋選管告示第九十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条の規定により、平成十八年十月一日から同月三十一日までの間に次の

政治団体から届出事項に異動があった旨の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、告示する。
平成十八年十一月二十一日

秋田県選挙管理委員会委員長 田中伸一

その他の政治団体

政治団体の名称	異動事項	内 容		届出年月日
		新	旧	
竹下博英後援会	代表者	竹下博英	進藤信次	平成十八年十月十二日
鈴木くみ子後援会	会計責任者	斉藤金光	加賀谷国憲	平成十八年十月十七日
税理士による二田孝治後援会	会計責任者	後藤鉄男	奥山益男	平成十八年十月二十三日
高杉正美後援会	会計責任者	佐藤政夫	泉沢福栄	平成十八年十月三十一日
成田弘後援会	会計責任者	成田義博	成田源治郎	平成十八年十月三十一日

秋選管告示第百号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、平成十八年十月一日から同月三十一日までの

間に次の政治団体から解散の届出があったので、同条第三項の規定に基づき、告示する。
平成十八年十一月二十一日

秋田県選挙管理委員会委員長 田中伸一

その他の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	解散年月日	届出年月日
ひもり秀忠を育てる会	高松金治郎	平成十八年九月二十日	平成十八年十月四日
小西郁雄後援会	高橋惣一郎	平成十八年九月三十日	平成十八年十月五日
大橋ひで後援会	伊藤 旭	平成十八年九月三十日	平成十八年十月十日
鈴木くみ子後援会	菊地庄一	平成十八年一月三十日	平成十八年十月十七日

とみつか俊朗後援会	加藤 清良	平成十七年十二月一日	平成十八年十月十八日
高橋恵五郎後援会	須田 鐵美	平成十八年十月二十日	平成十八年十月二十日

秋選管告示第百一号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第一項の規定により、政治団体から収支に関する報告書が提出されたので、同法第二十条第一項の規定に基づき、その要旨を公表する。

平成十八年十一月二十一日

秋田県選挙管理委員会委員長 田中 伸一

Ⅰ 種類 政治資金規正法第17条第1項の規定による報告書 Ⅱ 報告書の要旨 1 収入及び支出のある団体 (1) その他の政治団体 政治団体の名称 ひもり秀忠を育てる会 (平成18年分) 報告年月日 平成18年10月4日 ア 収入・支出の総額 (ア) 収入総額 14,700円 前年からの繰越額 0円 本年の収入額 14,700円 (イ) 支出総額 14,700円 収入・支出の内訳 (イ) 収入の内訳 (ア) 収入の内訳 寄附 個人からの寄付 14,700円	合 計 政治団体の名称 小西郁雄後援会 (平成18年分) 報告年月日 平成18年10月5日 ア 収入・支出の総額 (ア) 収入総額 66,710円 前年からの繰越額 66,710円 本年の収入額 0円 (イ) 支出総額 0円 政治団体の名称 大橋ひで後援会 (平成18年分) 報告年月日 平成18年10月10日 ア 収入・支出の総額 (ア) 収入総額 65,071円 前年からの繰越額 65,071円 本年の収入額 0円 (イ) 支出総額 0円 政治団体の名称 とみつか俊朗後援会 (平成17年分)	合 計 政治団体の名称 報告年月日 ア 収入・支出の総額 (ア) 収入総額 前年からの繰越額 本年の収入額 (イ) 支出総額 政治団体の名称	報告年月日 平成18年10月18日 ア 収入・支出の総額 (ア) 収入総額 170,040円 前年からの繰越額 170,040円 本年の収入額 0円 (イ) 支出総額 0円 収入及び支出のない団体 その他の政治団体
---	---	--	--

秋選管告示第百一号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十九条第二項の規定により、次の公職の候補者から資金管理団体の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定に基づき、告示する。

平成十八年十一月二十一日 秋田県選挙管理委員会委員長 田中 伸一

政治団体の名称	報告年月日
鈴木へみ子後援会	平成18年10月17日
高橋恵五郎後援会	平成18年10月20日

資金管理団体の届出した者の氏名	公職の種類	名	称	資 金 管 理 団 体	代表者氏名	届出年月日
		富 樫 安 民	市議会議員(候補者となる者)			

発行者 秋 田 県

秋田市山王四丁目一番一号

印刷所

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話 862-8766 FAX 863-0005
Email: matsubara@natsubara-sansu.co.jp

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
松原 繁 雄

購読料金 一月三千六百七十五円(税込)

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
松原 繁 雄